

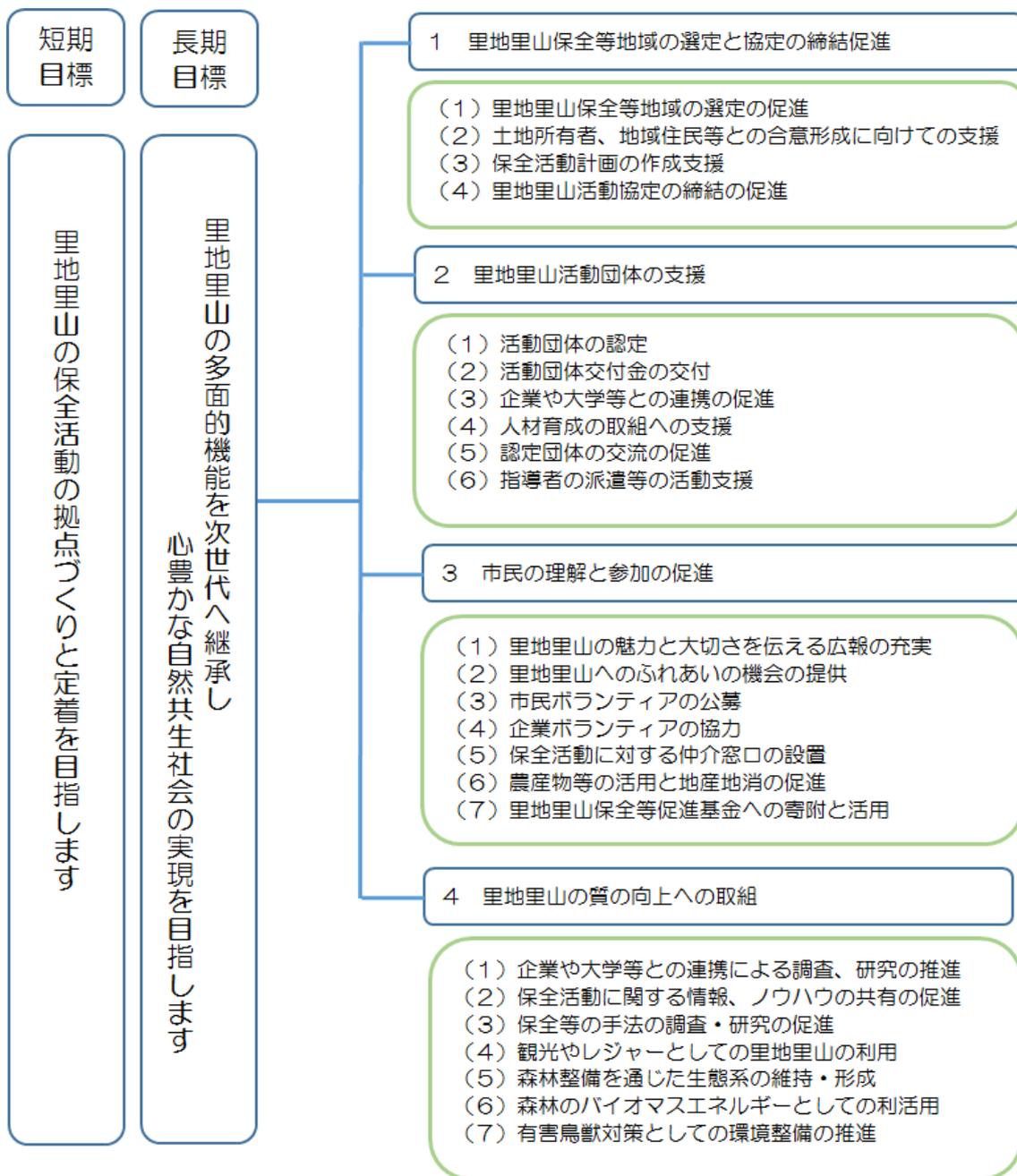
厚木市里地里山保全等促進条例の運用状況について

厚木市里地里山保全等促進条例は、平成 25 年 12 月 27 日の施行から今年度 5 年目を迎えます。

条例の第 21 条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、5 年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定していることから、これまでの運用状況について、ご意見等を伺いたいと思っています。

(基本計画)	運用状況について
<p>第 8 条 市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標</p> <p>(2) 里地里山の保全等の促進に関し、市が計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>平成 27 年 3 月、厚木市里地里山保全等促進計画を策定済。</p> <p>【基本理念】 里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、多様な主体による「新たな協働利用」の促進</p> <p>【保全及び活用の考え方】 里地里山の保全及び活用を推進するため、農林業者や地域住民、都市住民、NPO、市民団体、企業、専門家、行政など多様な主体が交流する機会を創出し、多様な各主体の課題やニーズを解決するため、「つなぐ」をキーワードに、多様な保全活動を促進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。</p> <div data-bbox="852 1429 1398 1823" data-label="Diagram"> </div> <p>【施策体系】 次頁のとおり</p>

施策体系



(保全等地域の選定)	運用状況について
<p>第9条 市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域（以下「保全等地域」という。）として選定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名称及び区域を告示するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号）第8条第1項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事に申し出ることができる。</p> <p>4 第2項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。</p>	<p>平成27年9月、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域として、玉川、小鮎、荻野の3地域を選定。</p> <p>玉川地域のうち七沢地区及び荻野地域については、県条例に基づく、里地里山保全等地域に選定済。残りの小鮎地域について、県条例に基づく、里地里山保全等地域の選定について、県と調整を行っていきます。</p>

(里地里山活動団体の認定)	運用状況について
<p>第 10 条 前条第 1 項の規定により選定された保全等地域において保全活動を行おうとする里地里山活動団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として市長の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも該当するときは、第 1 項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 保全活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。</p> <p>(2) 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する定めを有していること。</p> <p>ア 名称及び目的を定めていること。</p> <p>イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。</p> <p>ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。</p> <p>エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。</p> <p>4 市長は、第 1 項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした団体に通知するものとする。</p>	<p>里地里山の保全等の促進に資する団体として、平成 27 年 9 月に 6 団体を認定。</p> <p>また、平成 30 年 4 月、1 団体を認定。</p> <p>① 七沢里山づくりの会 玉川地域</p> <p>② NPO 法人里山ネット・あつぎ 玉川地域</p> <p>③ みどりと清流のふるさと創造委員会 小鮎地域</p> <p>④ 荻野三つ沢の里山を守る会 荻野地域</p> <p>⑤ NPO 法人ゆめのシステムプロジェクト 荻野地域</p> <p>⑥ NPO 法人グリーン成長桜 荻野地域</p> <p>⑦ 飯山農楽校 小鮎地域</p>

(里地里山活動協定の認定)	運用状況について
<p>第12条 保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積</p> <p>(2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項</p> <p>(3) 認定団体が行う保全活動の内容</p> <p>(4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置</p> <p>(5) 里地里山活動協定の期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。</p> <p>(2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。</p> <p>(3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでないこと。</p> <p>(4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。</p> <p>4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした認定団体及び土地所有者等に通知するものとする。</p>	<p>【里地里山活動協定の認定状況】</p> <p>次頁のとおり</p>

協定番号	活動団体	協定地	公簿地積 (㎡)	協定期間	
第1-02-01	七沢里山づくりの会	厚木市七沢字奥大沢	1,441.0	平成24年6月1日	～ 平成34年3月31日
第1-03-01	七沢里山づくりの会	厚木市七沢字神出	811.0	平成30年3月1日	～ 平成35年3月31日
第2-01-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字実蒔原	1,308.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-02-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字実蒔原	1,428.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-03-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字大畑	419.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-04-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字坂下、七沢字大沢	1,843.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-05-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字横畑	1,006.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-06-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字横畑	1,581.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-07-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字横畑	2,913.0	平成27年4月1日	～ 平成31年3月31日
第2-08-01	NPO法人里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字横畑	1,053.0	平成30年3月1日	～ 平成35年3月31日
第3-01-01	みどりと清流のふるさと創造委員会	厚木市飯山字金剛台	4,051.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第3-02-01	みどりと清流のふるさと創造委員会	厚木市飯山字金剛台	1,054.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第4-01-01	荻野三つ沢の里山を守る会	厚木市上荻野字三沢	2,464.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第4-02-01	荻野三つ沢の里山を守る会	厚木市上荻野字三沢	1,060.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第4-03-01	荻野三つ沢の里山を守る会	厚木市上荻野字三沢	846.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第4-04-01	荻野三つ沢の里山を守る会	厚木市上荻野字三沢	2,343.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第4-05-01	荻野三つ沢の里山を守る会	厚木市上荻野字三沢	337.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第5-01-02	NPO法人 ゆめのシステムプロジェクト	厚木市下荻野字六反	3,848.0	平成29年2月1日	～ 平成32年3月31日
第6-01-01	NPO法人グリーン成長 桜	厚木市中荻野字土佐谷	7,758.0	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第6-02-01	NPO法人グリーン成長 桜	厚木市中荻野字姥谷	15,621.8	平成27年4月1日	～ 平成32年3月31日
第7-01-01	飯山農楽校	厚木市飯山字西矢崎、字橋場	2,220.0	平成30年3月1日	～ 平成35年3月31日
第7-02-01	飯山農楽校	厚木市飯山字西矢崎	1,494.0	平成30年3月1日	～ 平成35年3月31日
		合計	56,899.8	㎡	

(里地里山活動協定に係る活動に対する支援)	運用状況について
第16条 市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。	【平成27～30年度】 厚木市里地里山保全等促進事業補助金等を認定団体に交付。詳細は次頁のとおり

① 七沢里山づくりの会（玉川地域）

平成 27 年度	643 千円
平成 28 年度	643 千円
平成 29 年度	553 千円
平成 30 年度	310 千円

② NPO 法人里山ネット・あつぎ（玉川地域）

平成 27 年度	200 千円
平成 28 年度	592 千円
平成 29 年度	512 千円
平成 30 年度	556 千円

③ みどりと清流のふるさと創造委員会（小鮎地域）

平成 27 年度	200 千円
平成 28 年度	200 千円
平成 29 年度	200 千円
平成 30 年度	200 千円

④ 荻野三つ沢の里山を守る会（荻野地域）

平成 27 年度	524 千円
平成 28 年度	411 千円
平成 29 年度	411 千円
平成 30 年度	411 千円

⑤ NPO 法人ゆめのシステムプロジェクト（荻野地域）

平成 27 年度	200 千円
平成 28 年度	200 千円
平成 29 年度	481 千円
平成 30 年度	401 千円

⑥ NPO 法人グリーン成長桜（荻野地域）

平成 27 年度	200 千円
平成 28 年度	200 千円
平成 29 年度	200 千円
平成 30 年度	200 千円

⑦ 飯山農楽校（小鮎地域）

平成 30 年度	200 千円
----------	--------

(認定団体と市民との交流の促進等)	運用状況について
<p>第17条 市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。</p>	<p>【市民ボランティア】</p> <p>① 登録者数 76 人 (七沢里山づくりの会)</p> <p>② 登録者数 53 人 (荻野三つ沢の里山を守る会)</p> <p>【企業ボランティア】</p> <p>① ソニー(株)厚木テクノロジーセンター (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>② NTT 先端技術総合研究所 (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>③ THK(株)厚木支店 (連携：NPO 法人里山ネット・あつぎ)</p> <p>④ 日産自動車(株)テクニカルセンター (連携：NPO 法人里山ネット・あつぎ)</p> <p>【大学との連携】</p> <p>① 横浜国立大学 (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>② 神奈川工科大学 (連携：NPO 法人グリーン成長桜)</p> <p>③ 東京農業大学 (連携：NPO 法人里山ネット・あつぎ)</p> <p>【イベントの開催】</p> <p>① 稲作作業体験（七沢里山づくりの会、NPO 法人里山ネット・あつぎ、荻野三つ沢の里山を守る会、NPO 法人ゆめのシステムプロジェクト）</p> <p>② 収穫祭（七沢里山づくりの会、NPO 法人里山ネット・あつぎ、荻野三つ沢の里山を守る会、NPO 法人ゆめのシステムプロジェクト）</p> <p>③ 植樹祭（NPO 法人グリーン成長桜）</p> <p>④ 飯山秋の花まつり (みどりと清流のふるさと創造委員会)</p> <p>⑤ 飯山花の里ポピーまつり (みどりと清流のふるさと創造委員会)</p>

(里地里山保全等促進基金の設置)	運用状況について
<p>第18条 里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>5 里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。</p> <p>9 市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>【平成27年度末残高】 80,057円</p> <p>【平成28年度末残高】 88,070円</p> <p>【平成29年度末残高】 2,308,507円</p>